最良執行方針 新旧対照表

(下線部分改正)

現 行

平成30年6月18日 大和証券株式会社

改正

2020年11月30日 大和証券株式会社

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(省 略)

(1) (省略)

① (省略)

(a) (省略)

(b)複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぎます。

(c) (省略) ② (省略) (2) (省略)

附 則

この改正は、<u>平成30</u>年<u>6</u>月<u>18</u>日から実施する。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(現行どおり)

(1) (現行どおり)

① (現行どおり)

(a) (現行どおり)

(b)複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、株式会社QUICK(※)が優先市場として選定する金融商品取引所市場に取り次ぎます。なお、個別銘柄の具体的な市場につきましては、当社オンライントレードのリアル株価画面等にてご確認いただけます。また、当社の本支店または営業所、コンタクトセンターにお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

※株式会社QUICKでは、所定の計算 方法により一定期間においての売買高 を市場ごとに比較する等の方法によ り、最も売買高が多い市場を優先市場 として選定しております。また、他の 市場へ追加上場された場合等も上記と 同様の方法で優先市場が選定されま

<u>す。</u>
(c) (現行どおり)
② (現行どおり)
(2) (現行どおり)

附則

以上

この改正は、<u>2020</u>年<u>11</u>月<u>30</u>日から実施する。

以上